

中小規模企業における会計の認識・測定原則に関する I A S B 質問票
に対する回答（案）

問1．中小規模企業（SME）が認識及び測定を行う際に、簡素化し得る会計原則の範囲はどこか。国際会計基準（IFRS）に基づく処理では何が問題で、どのような取引・事象がその問題を引き起こしているのか。また、その解決策は何か。

【回答】

公開を予定していない中小企業にとっては、金融機関・取引先企業以外に財務情報を開示する必要性は乏しい。このため、中小企業が公開会社等に適用される企業会計基準に厳格に沿った計算書類を作成することは、必ずしも財務情報に大きな変化が生ずるとは限らないにもかかわらず過度のコストを負担することとなりかねない。

中小企業にとっては、財務情報を開示する必要性のある金融機関や取引先等に対して必要なレベルの計算書類を作成するとともに、中小企業自らが経営管理を無理なくかつ適切に行うための計算書類を作成することが必要である。かかる観点から、2002年6月に中小企業庁が「中小企業の会計」を公表した。内容としては、中小企業の実務に鑑み、コスト・ベネフィット等の観点から簡便的な会計処理や法人税法の規定を採用することも許容するものとなっている。例えば、固定資産の減損については、予測できない資産価値の下落があった場合には減損処理を行うが、減損会計基準に代えて、より簡便な減損額等の評価も認めることとしている。

本年3月から、この「中小企業の会計」の改訂作業に入っており、本年8月頃までには、作業を終了する予定である。改訂版が完成した時点でお送りするので、本問にある「簡素化し得る会計原則の範囲」については、これを御覧いただきたい。

問2．国際会計基準における諸項目のうち、SMEにおいては発生する可能性がほとんどないため、SME向け会計基準からは削除されるべきものはなにか。（なお、SMEにおいて当該事項が発生した場合は、国際会計基準に戻って判断することとなる。）

【回答】

「中小企業の会計」において、中小企業における発生可能性に鑑みて取り上げられなかった事項としては、例えば「中間決算」の事項が挙げられる。これは、我が国の商法上、中間決算を行うことが義務づけられておらず、ほとんどの中小企業が中間決算を行わないという事情を踏まえたものである。本問の「削除されるべきもの」についても、上述と同様、「中小企業の会計」の改訂版を御覧いただきたい。